

群馬県立産業技術センター 複写サービス単価契約 仕様書

1 設置場所、機種、台数

- | | | |
|------------------------|----------------|-------------|
| (1) 前橋市亀里町 8 8 4 - 1 | 群馬県立群馬産業技術センター | モノクロ複写機 1 台 |
| (2) 太田市吉沢町 1 0 5 8 - 5 | 群馬県立東毛産業技術センター | モノクロ複写機 1 台 |
| (3) 桐生市相生町 5 - 4 6 - 1 | 群馬県立繊維工業試験場 | モノクロ複写機 1 台 |

2 設置機種の詳細

群馬県立群馬産業技術センター

- | | |
|------------------|---|
| (1) 複写方式 | 静電複写方式 (デジタル式) |
| (2) 複写原稿 | A 3 以下 |
| (3) 解像度 | 読込 6 0 0 d p i 以上、書込 6 0 0 d p i 以上 |
| (4) 複写サイズ | A 3 ~ A 5 及びハガキ |
| (5) 速度 | 6 0 枚 / 分以上 (A 4) |
| (6) ウォームアップ | 3 0 秒以内 |
| (7) ファーストコピー | 4 秒以内 |
| (8) 給紙方法 | 4 段トレイ以上 (合計 2 0 0 0 枚以上 + マルチ手差しトレイ 1 0 0 枚以上)、自動両面給紙装置付 |
| (9) 原稿送り装置 | A 3 ~ A 5、積載枚数 1 0 0 枚以上、両面原稿同時読み取り機能付 |
| (10) 拡大・縮小 (固定) | 縮小 3 段以上、拡大 3 段以上 |
| (11) 拡大・縮小 (ズーム) | 2 5 ~ 4 0 0 % (1 % 刻み) |
| (12) ソート機能 | 電子ソート機能付 |
| (13) ステープル方法 | ステープル 2 種類以上 |
| (14) その他 | ・ネットワーク対応のカラースキャナー機能、プリンター機能付
・ページ番号及び日付の印字機能付
・コントロールカード等により集計管理が可能なこと |

群馬県立東毛産業技術センター、群馬県立繊維工業試験場

- | | |
|------------------|---|
| (1) 複写方式 | 静電複写方式 (デジタル式) |
| (2) 複写原稿 | A 3 以下 |
| (3) 解像度 | 読込 6 0 0 d p i 以上、書込 6 0 0 d p i 以上 |
| (4) 複写サイズ | A 3 ~ A 5 及びハガキ |
| (5) 速度 | 3 0 枚 / 分以上 (A 4) |
| (6) ウォームアップ | 3 0 秒以内 |
| (7) ファーストコピー | 5 秒以内 |
| (8) 給紙方法 | 4 段トレイ以上 (合計 2 0 0 0 枚以上 + マルチ手差しトレイ 5 0 枚以上)、自動両面給紙装置付 |
| (9) 原稿送り装置 | A 3 ~ A 5、積載枚数 5 0 枚以上、自動両面原稿送り機能付 |
| (10) 拡大・縮小 (固定) | 縮小 3 段以上、拡大 3 段以上 |
| (11) 拡大・縮小 (ズーム) | 2 5 ~ 4 0 0 % (1 % 刻み) |
| (12) ソート機能 | 電子ソート機能付 |
| (13) ステープル方法 | ステープル 1 種類以上 |
| (14) その他 | ・ネットワーク対応のカラースキャナー機能、プリンター機能付
・ページ番号及び日付の印字機能付 |

3 保守サービス

常に良好な複写サービスを維持するため、次のサービスを行うこと。

- ・故障の連絡を受けてから60分以内にサービスマンを派遣すること。
- ・交換部品が最寄りの拠点にない等万一の故障時において、故障発生からの報告から24時間以内に復旧すること。
- ・要請に応じ、コントロールカード等毎の使用枚数を集計・報告すること。

4 消耗品について

トナー、ドラム、用紙、ステープルの針以外の消耗品については、設置業者の負担とする。なお、用紙は再生紙を使用する。

5 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

6 契約の方法

1 複写当たりの単価契約

7 その他

- （1）請求はコントロールカード等により使用枚数を特定して行うこと。
- （2）複写枚数が多く故障多発が見込まれる機器、及び故障頻発の機器は、同等機能品に更新するなどの措置を行うこと。
- （3）契約満了時には複写機引き取り及びハードディスク内のデータ消去を行うこととし、それにかかる費用は設置業者の負担とする。
- （4）複写機の搬入搬出にかかる費用は、設置業者の負担とする。